

活かしてナンボの会計

仮想通貨の可能性

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援もしている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : soumu@sdnpcpa.or.jp)



1. 仮想通貨をめぐる現状

日本における仮想通貨の大手取引所であるコインチェック(以下、同社とする。)は、1月26日に、外部から不正アクセスを受け、顧客である利用者から預かっていた約580億円相当の仮想通貨[NEM(ネム)]が流出する事象が発生したことから、すべての仮想通貨売買を停止したと発表した。その2日後の28日に、NEMを保有する約26万人全員に対し、合わせて約460億円を自己資金で返金すると発表したが、その返還時期等は検討中とのことである。同社は、2012年設立で2014年から取引所業務を開始し、仮想通貨シェアトップのビットコイン(ピーク時に時価30兆円)の他、イーサリアムやリップルといった多くの仮想通貨の売買を手掛けている。2月には、同社に対し金融庁の立入検査も実施され、ビットコイン等の仮想通貨の時価も乱高下している。

昨年9月には、中国で、「ICO(Initial Coin Offering)新規仮想通貨公開」の禁止及び仮想通貨取引所の閉鎖が発表され、ビットコインの価格は約40%も下落した。これは、中国国内からの資本流出(キャピタルフライト)を防ぐための規制ではないかと言われている。同様に、ロシアも、仮想通貨及びICOに対してはリスクが高いとする声明を中央銀行が発表している。

日本政府は、仮想通貨に対して、昨年4月に改正資金決済法を施行し、消費税法上仮想通貨が決済手段であると位置づけるなどの法整備を行っており、仮想通貨の普及について支援する立場であると考えられる。

2. 将来の世界通貨への可能性

2017年は、「仮想通貨元年」と言われており、仮想通貨の時価は前半においては高騰したものの、その後半から、上記のように、不祥事や各国の規制により、ビットコインも急落した。仮想通貨の現状は、送金手段や決済・支払手段としての利用が普及途上であり、その需要の多くは投機的な目的にあることからボラティリティ(価格の変動)が高く、その安定化に向けた対策が必要となる。また、コインチェックのハッキングによる流出のようなセキュリティ対策、ビットコインが生み出される手法であるマイニング(採掘)活動が、安い電気料金の国(多くは中国)に偏在している不安定な現状の打開策等々、仮想通貨は、多くの課題を抱えている。

仮想通貨は、暗号通貨とも言われ、ウェブ上で電子的に発行される通貨のことで、分散型台帳システムであるブロックチェーンにて分散して管理されており、管理通貨である円やドルのように特定の国家による価値の保証がない通貨である。したがって、全世界において、同一の仮想通貨を利用することが可能となる。現行の国際送金は、少額であっても銀行を経由すると、多額の手数料と時間がかかる。仮想通貨により資金の送金は、ウェブサイト上でのやりとりで済み、スマートフォンなどで、直接国際送金が可能となり、銀行のみならずカードによる決済サービスよりも利便性が高い。今後、各国の規制が整備され、デリバティブ市場の創設などによりボラティリティが安定化すれば、実需である送金手段や決済・支払手段として仮想通貨利用が促進されると言われている。

日本においても、DMMが2016年にビットコインによる決済導入を開始し、その後、ビックカメラ、メガネスーパー、マルイ、コジマ等も資金決済が早く、手数料が低廉でしかも初期導入費用がかからないことなどから、決済にビットコインを利用可能としている。